

食品衛生法に基づく表示基準に関する内閣府令について

1. 経緯及び改正内容

食品衛生法（以下「法」という。）第 19 条に基づく表示基準について、加工食品等食品全般に関しては食品衛生法施行規則（以下「規則」という。）第 21 条に、乳及び乳製品に関しては乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（以下「乳等省令」という。）第 7 条にそれぞれ規定されている。

平成 21 年 9 月の消費者庁設置に伴い、法に規定する表示基準に関する権限が消費者庁に移管された。本来なら、移管の際に、内閣府令により表示の基準を定め直さなければならぬところ、時間的制約により、基準の変更がなければ、経過措置によるみなし規定で運用が可能であったことから、具体的に改正を行う段階で、新たな内閣府令を定めることとされた。

食品衛生法に基づく表示基準について、別途、個別案件の改正手続きを進めているところであり、当該案件に係る表示基準の改正に併せて、食品衛生法に基づく表示基準を新たに内閣府令に制定することとしたい。

具体的には、消費者庁及び厚生労働省において以下の対応を行う予定。

消費者庁における対応

- ・規則第 21 条に相当する内容について新たな内閣府令として制定
- ・常温保存可能な乳の大臣認定部分を除き（参考参照）乳等省令第 7 条に相当する内容について新たな内閣府令として制定

厚生労働省における対応

- ・規則第 21 条及び乳等省令第 7 条の削除
- ・常温保存可能な乳について製造基準、成分規格を乳等省令に追加

（参考）常温保存可能な乳について

乳については冷蔵保存が原則であり、冷蔵保存を前提とした表示基準が定められているが、常温保存可能な乳については主務大臣の認定（以下「大臣認定」という。）が必要とされており、この認定がなされたものについては、常温保存可能な乳として特別の表示基準が適用される。

今後、厚生労働省においては、大臣認定にかえて、乳等省令の中で常温保存可能な乳の規格基準の追加を検討することを予定している。

2. 今後のスケジュール

消費者委員会食品表示部会において手続きを進めることについて了解が得られた場合、以下の作業が必要。

- ・本件について、消費者庁長官から厚生労働大臣への協議
（・常温保存可能な乳の規格基準改正について厚生労働省における検討）
- ・本件について、厚生労働大臣から消費者庁長官へ回答
- ・本件についてパブリックコメントを実施
- ・協議及びパブリックコメントの結果を消費者委員会食品表示部会へ報告の後、答申
- ・内閣府令を制定（乳等省令第 7 条に相当する内閣府令については、厚生労働省の規格基準改正と同日施行）